

【公布された条例等のあらまし】

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例  
(条例第四十号)

- 一 災害対策基本法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する  
条例(条例第四十一号)

- 一 徳島県消費者情報センターの位置を徳島市寺島本町西一丁目に変更することとした。

二 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日  
から施行することとした。

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)

- 一 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正に伴う所要の整理を  
行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例(条例第四十三  
号)

- 一 水防法及び災害対策基本法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十四号)

- 一 下水道法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日又は  
この条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第四十五号)

- 一 個人情報保護の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及  
び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の三法が個人情報の保護に  
関する法律に統合されることに伴う所要の整理を行うこととした。

二 統計法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改  
正に伴う所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第  
一条第四号に掲げる規定(同法第五十条の規定に限る。)(の施行の日から施行するこ  
ととした。ただし、二については同号に掲げる規定(同法附則第四十六条の規定に限  
る。)(の施行の日から、三については公布の日から施行することとした。